

平成29年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成29年度予定	所管局
			事業規模	
「推進体制」				
推進体制				
ア. 都における体制				
249	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。	(必要に応じて開催) 総会：年1回 部会：(男女平等参画部会) 1回 (配偶者暴力対策部会) 1回	生活文化局
250	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。(再掲 No.176参照)	年1回開催 ・施策の進行管理 ・重要施策の総合調整	生活文化局
251	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。(再掲 No.77参照)	インターネットによる公表(男女平等参画の現状、施策の実施状況、意識調査の実施)	生活文化局
イ. 相談(都民からの申出)				
252	男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。(再掲 No.246参照)	・総相談件数 23,000件 (DV相談4,500件含む) ・一般相談 ・特別相談 ・男性相談 東京ウィメンズプラザの運営	生活文化局
253	女性の福祉に関する一般相談	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。	女性相談センター(多摩支所を含む)の運営	福祉保健局
254	労働相談	賃金、昇給などの男女間の格差や職場におけるハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行います。	労働相談などで対応 (No. 19, 43参照)	産業労働局
255	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。(再掲 No.249参照)	(必要に応じて開催) 総会：年1回 部会：(男女平等参画部会) 1回 (配偶者暴力対策部会) 1回	生活文化局

平成29年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成29年度予定	所管局
			事業規模	
ウ. 区市町村や事業者等との連携				
256	男女平等参画を進める会の運営	基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として設置し、各々の行動計画の取組状況について、意見や情報の交換を行います。	従来の推進体制を見直して、新たな会議体を設置し、総合計画の進行管理や女性の活躍推進に向けた情報発信、取組の検討や提案を行う。	生活文化局
257	☆東京都女性活躍推進会議の運営	女性の活躍推進の気運を醸成するため、事業者団体等との連携協力により、あらゆる分野における女性の活躍推進に向けた事業を実施します。	従来の推進体制を見直して、新たな会議体を設置し、総合計画の進行管理や女性の活躍推進に向けた情報発信、取組の検討や提案を行う。	生活文化局
258	区市町村との連絡会議等	都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村男女平等参画施策担当者連絡会議 年3回 ・15都道府県主管課長会議 年1回 ・大都市主管課長会議 年1回 	生活文化局
259	区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施	各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。	ホームページ上で公表	生活文化局
260	男女平等参画（女性）センター館長会議	男女平等参画（女性）センター館長会議を開催し、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。	館長等会議 年2回	生活文化局
261	区市町村職員等への研修の実施	区市町村の相談員等や男女平等参画（女性）センター職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進担当職員研修 実務編1回、実践編1回、応用編1回 	生活文化局